

ブラジル人児童生徒の転出に関する参考資料内容

1 ブラジルへ転出する際の必要書類及び手続き

2 様式

(1) 在学証明書(+除籍後) (日本語・ポルトガル語)

(2) 卒業証明書(+見込み) (日本語・ポルトガル語)

(3) 教育課程証明書

小学校用 (日本語・ポルトガル語)

中学校用 (日本語・ポルトガル語)

(4) 成績証明書

小学校用 (日本語・ポルトガル語)

中学校用 (日本語・ポルトガル語)

3 公印確認申請書及び記入例

4 署名及び公印認証の申請用紙

5 外務省への依頼文の例

6 ブラジル総領事館への振込依頼書及び振込領収書

1 ブラジルへ転出する際の必要書類

別紙の書類は、児童生徒が日本の学校に在学していたことをブラジルの文部省に証明するためのものです。ただし、必要書類は学校により異なりますので、事前に転出予定先の学校と連絡をとれる場合は、情報を得るようにしてください。連絡がとれない場合は、以下の書類を全て用意し、持っていかれることをおすすめします。

- ・在学証明書（卒業証明書）
- ・教育課程証明書
- ・成績証明書

これらの書類をポルトガル語の説明書を添えて保護者にお渡しください。

書類作成にあたっては、次のことに留意してください。

- (1) 日本国内で転入学をした児童生徒には前籍校の書類も必要です。
- (2) 成績証明書は文章表現ではなく文字や数字、記号にすること。
- (3) 公印確認申請書は学校で記入してください。

2 転出手続きの方法

転出する児童生徒の保護者が学校に手続きの依頼をしてきた場合には、以下の手順に従って行ってください。

(1) 外務省大阪分室に

外務省関係の手続きについては無料です。

① 在学（卒業）証明書、成績証明書、教育課程証明書

外務省としては証明書が日本語でもポルトガル語でも構いませんが、転出先に日本語を理解できる者がいない恐れがありますので、ポルトガル語で作成したものを送る方がよいでしょう。日本語で作成したものは、校内の控えにしてください。

② 公印確認申請書（上記1件につきそれぞれ1枚）（コピーをして使う）

③ 返信用封筒（切手を必ず貼っておくこと。往復とも書留にする。）

④ 依頼文（「依頼文の例」参照）

外務省大阪分室

〒540 - 0008 大阪府中央区大手前2-1-22

大阪府庁内

Tel. : 06-6941-47000, 4080

(2) 名古屋ブラジル総領事館に

総領事館関係の証明手続きについては有料です。3枚分の料金（2,100円）です。

原則として保護者がこの手続きを行います。児童生徒が帰国後に依頼があった場合等は、保護者からお金を受け取り、学校が手続きをしてください。

平成11年1月から振り込みに変更されましたが、保護者が直接総領事館に行き、支払うことも可能です。

名古屋ブラジル総領事館への振込

振込先 三菱東京UFJ銀行 名古屋営業部
普通 4012684 ブラジル銀行 名古屋支店
依頼人コード 100309-4 → 依頼人氏名 ○ ○ ○ ○ ○

<ATM機から振り込む場合>

送り先は「三菱東京UFJ、名古屋支店、普、口座、ブラジルギンコウ ナゴヤ」
学校が手続きをする場合の電話番号は学校の電話番号を記入する。

＊外国人児童在籍が他にも在籍し、その後の転出者があると予想される場合は、
カードを作成しておく便利です。

- ① 外務署から戻ってきた書類
- ② 署名及び公印認証の申請用紙1枚だけ（学校で記入）
- ③ 保護者のパスポートのコピー（1～3面）
- ④ 振り込み領収書（上記手続きによるもの）
- ⑤ 返信封筒（切手を必ず貼っておくこと。普通郵便でも可。）
- ⑥ 依頼文

名古屋ブラジル総領事館（開館時間：9:00～15:00）

〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-10-29

白川第8ビルディング2階

TEL. : 052-222-1077、1078

052-222-1107, 1108

(3) その他

- ・ 郵送に必要な経費は保護者に負担してもらう（書留490円程度×2×2）
- ・ 総領事館から戻った書類を保護者に渡す。